

令和 7 年第 7 回

座間市農業委員会定例総会

日時 令和 7 年 7 月 3 0 日（水）

午後 1 時 3 0 分

場所 座間市役所 6 F 全員協議会室

第 7 回座間市農業委員会定例総会議事録

令和 7 年 7 月 3 0 日、第 7 回座間市農業委員会定例総会を座間市役所全員協議会室へ招集した。

会議に出席した委員

2 草 薙 初 夫

5 池 上 元 徳

6 吉 川 稔 恒

7 吉 川 充

8 小 泉 聡

9 鈴 野 伸 吾

1 0 吉 川 浩 正

1 1 市 川 芳 明

1 2 山 村 優 子

会議を欠席した委員

1 森 川 保

3 若 菜 成 之

4 曾 根 将 彦

会議に遅刻した委員

会議を早退した委員

会議に出席した農地利用最適化推進委員

曾 根 覚 、 池 上 光 昭 、 野 島 喜代史

書記は次のとおり

- | | | |
|---|-------|---------|
| 1 | 事務局 長 | 中 村 政 秀 |
| 2 | 事務局次長 | 曾 根 和 士 |
| 3 | 庶務係 長 | 河 野 誠 |
| 4 | 主 事 補 | 関 口 裕 介 |

議 事 日 程

- 1 議事録署名委員の指名について
- 2 諸報告について
- 3 報告第12号 農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について
- 4 報告第13号 農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について
- 5 議案第24号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 6 議案第25号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

その他

午後 1 時 29 分開会

議 長

ただいまの出席委員は 9 人で定足数に達しております。

これより、令和 7 年第 7 回座間市農業委員会定例総会を開会いたします。

それでは本日の議事に入ります。

本日の議事日程はお手元に配布されておりますとおり、定めましたのでご了承願います。なお 1 番森川保委員、3 番若菜成之委員、4 番曾根将彦委員から欠席の届けが出ておりますので報告をいたします。

日程第 1、議事録署名委員の指名について座間市農業委員会会議規則第 18 条の規定により、2 番草薙初夫委員、10 番吉川浩正委員の両名を指名いたします。

次に日程第 2、諸報告について事務局より報告を求めます。

事 務 局

まずは、1 の会務報告です。今回は 6 月 27 日（金）から 7 月 29 日（火）までの概要でございます。

先月 6 月 27 日（金）、この場所におきまして、令和 7 年第 6 回定例総会を開催いたしました。定例総会では、農地法第 4 条、2 件、2 筆の農地転用届出、農地法第 5 条、4 件、4 筆の市街化区域の農地転用届出について、専決処分の報告をさせていただきました。

議案としましては、引き続き農業経営を行っている旨の証明について 1 件 9 筆につきまして、ご審議ご承認をいただきましたので、事後、それぞれ所要の手続きをいたしました。

続きまして、7 月 16 日（水）には、横浜市内で農業会議の常設審議委員会が開催され、会長が出席されています。

7 月 17 日（木）には、農地部会を開催し、本日の議案について、現地確認と事前協議を行いました。

7 月 24 日（木）には、新規就農者との意見交換会を開催しております。意見交換会の概要については、後ほど事務局からご説明いたします。

続きまして、2 の諸証明ですが、この間の発行件数は、合計 3 件でございます。内容は資料記載のとおりで、座間市農業委員会規程第 11 条の規定により処理をいたしました。諸報告は以上でございます。

議 長

ただいま、事務局より報告がございました。

報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 本件報告ですので、ご了承願います。

次に、日程第3、報告第12号、農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について、及び日程第4、報告第13号、農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について事務局より報告を求めます。

事務局 日程第3、報告第12号、農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について。

農地法第4条第1項第7号の規定に基づく農地転用届出について、座間市農業委員会規程第11条第2項第1号の規定に基づき別紙のとおり受理し、受理通知書を交付したので、同条第3項の規定に基づき報告します。

令和7年7月30日、座間市農業委員会事務局長、中村政秀。

続きまして、日程第4、報告第13号、農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について。

農地法第5条第1項第6号の規定に基づく農地転用届出について、座間市農業委員会規程第11条第2項第1号の規定に基づき別紙のとおり受理し、受理通知書を交付したので、同条第3項の規定に基づき報告します。

令和7年7月30日、座間市農業委員会事務局長、中村政秀。

次第最終ページの総括表をご覧ください。

農地法第4条届出について、地目畑が4筆地積合計1,524㎡、農地法第5条届出について、地目田が2筆、畑が3筆地積合計3,827㎡、合計としまして、田が2筆、地積1,930㎡地積畑が7筆地積3,421㎡、地積合計5,351㎡で届出件数が7件でございます。以上です。

議長 ただいま、まとめて報告がございました。報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 本件報告ですので、ご了承願います。

次に、日程第5、議案第24号引き続き農業経営を行っている旨の証明についてを議題といたします。事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程第5議案第24号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の承認を求めます。

令和7年7月30日座間市農業委員会会長、小泉聡。

こちらの証明は、農地に係る相続税の納税猶予の特例を受けた場合に、3年毎に税務署に提出する引き続き農業経営を行っている旨の証明書でございます。

資料の3ページをご覧ください。

まず申請人でございます。座間市入谷西4丁目■■■■、■■■■。

引き続き農業経営を行っている期間は、令和4年6月30日から令和7年7月30日まで。

特例適用農地につきましては、番号1、入谷西5丁目■■■■、地目、田地積271㎡。番号2、入谷西5丁目■■■■、地目、田地積261㎡。番号3、入谷西5丁目■■■■、地目、田地積234㎡。3筆合計、766㎡です。

場所につきましては、4ページの案内図をご覧ください。

県立座間高校の西側にあります市街化調整区域内の田3筆になります。農地の状況としましては、

現況写真がありますので、タブレット又はテレビモニターにてご確認をお願いいたします。

■■■■さんですが、平成24年の8月に養父の■■■■さんが亡くなられ、養子である■■■■さんがこの農地を相続し、農業を継続するために納税猶予を受けたく申請がありました。

農業経営としましては、主に本人によりまして、今回申請の田3筆で水稻作を行い、農地を管理されております。

農機具については、トラクター、コンバイン、田植機、耕耘機など一通りをお持ちで、農地を管理されております。

内容につきましては以上になります。よろしくご審議お願いいたします。

議 長

ただいま、議案第24号引き続き農業経営を行っている旨の証明について提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、先の農地部会において、協議検討されております。

市川芳明農地部会長より、協議概要の報告を求めます。

市川農地部会長

7月17日に農地部会で検討いたしました。

詳細については事務局の説明があった通りであります。

事務局の撮影した映像等で水稻の作付けが確認されたので省略してよいのではないかという部会員の意見があり、現地調査は行いませんでした。私個人では現地の

確認を行いましたがいきれいに管理されていました。農地部会では承認という形でま
とまりましたので報告させていただきます。以上です。

議 長 議案第24号の地区担当委員は吉川浩正委員です。

地区担当委員としての発言を求めます。

吉川（浩）委員 17日の農地部会にて、タブレットにて確認し、耕作していることを確認しました。
私個人で昨日確認しました。田んぼということもあり作付けも行っていてよく管
理されていました。3筆ともに問題ございません。

議 長 農地部会長並びに地区担当委員の意見等を参考に、これより質疑に入ります。ご
質疑・ご意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。議案第24号引き続き農
業経営を行っている旨の証明について、本案部会長報告は、承認であります。部
会長報告のとおり承認することに、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議 長 挙手全員。よって、議案第24号は原案のとおり承認することに決しました。

次に日程第6議案第25号引き続き農業経営を行っている旨の証明についてを議題
といたします。それでは事務局より、提案理由並びに補足説明を求めます。

事 務 局 日程第6議案第25号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地に係る農業
経営を引き続き行っている旨の承認を求めます。

令和7年7月30日座間市農業委員会会長、小泉聡。

資料の5ページをお開きください。

申請人ですが、座間一丁目■■■■、■■■■さんです。

引き続き農業経営を行っている期間は、令和4年7月28日から令和7年7月30
日まで。

特例適用農地は、番号1座間1丁目■■■■。地目、田地積694㎡。番号2、座間
1丁目■■■■、地目田地積：616㎡。2筆、合計1,310㎡で、現況としては2筆とも
に畑となっております。

場所につきましては、資料6ページの案内図をご覧ください。

鳩川児童館北側と西側にある市街化区域の生産緑地の畑の2筆でございます。

現況は、写真でご確認ください。

■さんは、平成24年に父の■さんより当該農地を相続し、納税猶予を受けられており、引き続きの証明としては今回で4回目の申請になります。

農業経営としては、ご本人で農地を耕作されており、農機具については、トラクター、耕耘機、田植え機、など一通りをお持ちで、農地を管理されております。

内容につきましては以上になります。よろしくご審議お願いいたします。

議長 　　ただいま、議案第25号引き続き農業経営を行っている旨の証明について、提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、先の農地部会において、協議検討されております。

市川芳明農地部会長より、協議概要の報告を求めます。

市川農地部会長 　　こちらと同じく7月17日農地部会にて協議検討いたしました。

詳細については事務局の説明があった通りであります。これもタブレット映像で十分確認できる状況でしたので現地調査は省きました。個人的に確認しましたが、秋野菜の作付け準備のためのきれいな耕運がされている状況でしたので、農地部会でも承認という形でまとめましたので報告します。以上です。

議長 　　議案第25号の地区担当委員は吉川充委員です。

地区担当委員としての発言を求めます。

吉川(充)委員 　　部会長の意見のとおり、畑は私の自宅の近くにあり、ほぼ毎日見えています。毎年ジャガイモや里芋、サツマイモ等の根菜類を中心に作付けしています。問題ないと思います。

議長 　　農地部会長並びに地区担当委員の意見等を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 　　それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。議案第25号引き続き農業経営を行っている旨の証明について、本案部会長報告は、承認であります。部会長報告のとおり承認することに、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 　　挙手全員。よって、議案第25号は原案のとおり承認することに決しました。

以上で、議案審議は全て終了しました。委員の皆様、推進委員の皆様、ここまでで何かございますか。

その他

- ・新規就農者との意見交換会の結果報告
- ・違反転用箇所に関する報告

議 長 ほかに何かありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 以上で、令和7年第7回座間市農業委員会定例総会を閉会といたします。

午後1時49分閉会

以上の顛末をここに記載し、相違ないことを証するために署名します。

議 長 _____

2 番 _____

1 0 番 _____